



第 2号様式 (第 4条関係)

行政文書公開決定通知書

31 観名保第 117 号
令和元年 9 月 13 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和元年8月30日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	<p>■「名古屋城木造天守閣の竣工期限を 2022 年 12 月から延ばした件について、同件の検討に当たり名古屋市と竹中工務店が竣工期限の見直しについて議論・協議をした際の内容がわかるもの」として</p> <p>・市長コメント (令和元年 8 月 29 日)</p>		
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	令和 元 年 9 月 19 日 午前 午後 時	
	場 所	市民情報センター (市役所西庁舎 1階)	
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴		
備 考	<p><決定を行った所管課・公所></p> <p>観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488</p>		

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

市長コメント（令和元年8月29日）

名古屋城現天守閣の解体にかかる現状変更申請については、現在、継続審議となっており、解体工事に着手できておりません。

解体工事に着手できていない現状において、2022年12月の竣工を目指すことは、竹中工務店からも現実的に厳しいとの見解も伺いました。

こうした状況を鑑み、事業を進めていくためには、クリアすべき調査・検討に全力をあげて取り組む必要があると考え、竣工期限を延ばすことといたしました。

クリアすべき調査・検討としては、文化庁から示された確認事項の内容を踏まえ、内堀や御深井丸の地下遺構に関する発掘調査、大天守台石垣の孕み出しや石垣背面の空隙の有無に関する検討が必要であると考えており、こうした調査・検討を迅速に進めるためにも、石垣部会との関係を構築し、石垣部会の方針をまとめ、文化庁とも調整を図るよう担当局長に指示しました。また、私自身も必要に応じ、直接、関係者との協議に臨んでいきたいと考えております。

今後、調査・検討を早期に完了することで、必ず解体の現状変更許可がいただけるものと思っており、竹中工務店からは、今後も、史実に忠実な復元を完遂すべく、事業達成に向けた強い決意をいただいておりますので、木造復元に向けて、改めて全身全霊を傾けてまいります。市民の皆さまには、一層の応援をお願いいたします。

新たな竣工時期につきましては、竹中工務店、文化庁、地元の有識者との協議をさらに進め、皆さまにお知らせできる段階になりましたら、必ず、私自身からお知らせいたします。